



熊本県公報

第 1 2 6 3 3 号

平成 29 年 6 月 27 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
 - パソコン及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (情報企画課) 1
 - 有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 2
- 公 告**
- 換地処分…………… (農地整備課) 2
 - パソコン及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 2
 - 平成 2 8 年度下期熊本県病院事業業務状況…………… (障がい者支援課) 5
 - 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 8
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 登 載 依 頼**
- 藤本発電所の機械装置等の売却に係る一般競争入札の実施…………… (企業局総務経営課) 9
 - 平成 2 9 年度第 1 回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 10
 - 平成 2 9 年度第 2 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 10

告 示

熊本県告示第 6 2 6 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 6 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社吉田メディカル	居宅介護支援事業所 よしだ	玉名市六田 1 2 番地 2	平成 2 9 年 7 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 6 2 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 6 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
パソコン及びプリンタの賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。) による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査 (以下「資格審査」という。) を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

- 熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成29年7月11日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を含む。）まで行う。

熊本県告示第628号
熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成29年6月19日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
平成29年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫		
種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦！（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
	盗撮サイト 情事に濡れた人妻（オーピー）	
	性鬼人間第一号 ～発情回路～（オーピー）	
	巨乳だらけ 渚の乳喧嘩（オーピー）	
	新妻奴隷 強制愛撫（新日本映像）	

公 告

熊本県公告第359号
県営中島地区（萱野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成29年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第360号
一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成29年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達の名称
パソコン及びプリンタの賃貸借
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班（熊本県庁行政棟新館9階）
- (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入機器等の内容
パソコン及びプリンタの賃貸借に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (5) 借入期間
平成29年10月1日（日）から平成34年9月30日（金）まで
- (6) 納入期限
平成29年9月29日（金）
- (7) 納入場所

- 要求仕様書による。
- (8) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受け、紙入札による入札はできない。
- ア 入札参加者のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等して使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は、1か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては、60月賃貸借料率で計算する。なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者うち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から平成29年7月11日(火)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていることを証明できること。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書、納品物品仕様一覧及び添付書類
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を1つのファイルに集約の上、PDF形式で電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札をする

- 場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成 29 年 7 月 25 日(火)午後 5 時まで
- (4) 提出先
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 7 月 25 日(火)午後 5 時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 8 月 8 日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 8 月 7 日(月)午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成 29 年 8 月 8 日(火)午前 10 時
- (イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 8 月 7 日(月)(必着)までに 1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号(第 3 号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者

- とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に賃貸借月数（60 月）を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of the products to be rent:
690 sets of personal computer
140 sets of printer
- (2) Date and Place for tender:
Date: 10:00 a.m. August 8, 2017
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau, Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
(9th floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定により、平成 2 8 年度下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数 1 3, 5 9 5 人、1 日平均 1 1 3. 3 人で前年度同期と比較すると、延人数では 4 4 0 人、1 日平均では 3. 7 人の減少となっている。
また、入院患者については、延人数 2 3, 8 3 1 人、1 日平均 1 3 0. 9 人、病床利用率 8 7. 3 パーセント（稼働病床 1 5 0 床を基礎として算出。）で、前年度同期と比較すると、延人数で 1, 8 6 2 人、1 日平均では 1 0. 9 人、病床利用率では 7. 3 ポイントの増加となっている。

なお、外来患者延人数のうち平成 2 4 年度から開設した「こころの思春期外来」の患者は 6 1 3 人で、前年度同期と比較すると 4 5 人の減少となっているが、1 年間の延人数で比較すると 3 7 名の増加となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

（単位：人）

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
延 人 数	2, 229	2, 357	2, 171	2, 162	2, 248	2, 428	13, 595
1 日 平 均	111. 5	117. 9	114. 3	113. 8	112. 4	110. 4	113. 3

② 入院患者の状況

（単位：人）

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
定 床	150	150	150	150	150	150	
延 人 数	4, 127	3, 843	4, 096	3, 954	3, 703	4, 108	23, 831
1 日 平 均	133. 1	128. 1	132. 1	127. 5	132. 3	132. 5	130. 9
利 用 率	88. 8%	85. 4%	88. 1%	85. 0%	88. 2%	88. 3%	87. 3%

③ 入退院調

（単位：人）

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
入 院 者 数	30	21	22	26	21	17	137
退 院 者 数	34	21	21	27	17	23	143
月 末 患 者 数	127	127	128	127	131	125	

④ 児童・思春期

（単位：人）

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
延 数	101	104	94	96	108	110	613

⑤ 外来患者病名別調（延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計）（単位：人）

			1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツ型	4	5	3	4	3	3	22
		血管性							
		その他	6	6	6	4	5	3	30
	その他		29	23	18	19	21	21	131
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール		76	82	90	79	87	72	486
	覚醒剤		31	34	30	20	28	32	175
	その他		5	5	5	5	5	6	31
統合失調症			1,153	1,113	1,038	1,035	1,049	1,197	6,585
気分（感情）障害			586	604	584	617	648	674	3,713
神経症性障害、ストレス関連障害等			172	188	177	170	169	191	1,067
生理的障害等			18	14	32	37	38	28	167
成人のパーソナリティ障害			1	2	2	2	2	3	12
知的障害（精神遅延）			9	10	8	10	12	11	60

心理的発達の障害	74	81	63	66	78	94	456
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害	26	28	32	27	46	41	200
てんかん	11	16	16	15	12	14	84
その他	28	146	67	52	45	38	376
合計	2,229	2,357	2,171	2,162	2,248	2,428	13,595

⑥ 入院患者病名別調（延人数：患者それぞれの入院日数の合計）（単位：人）

			1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツ型	31	30	50	42	28	22	203
		血管性							
		その他	48	60	46	10			164
	その他		93	90	93	122	112	124	634
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール		337	245	280	247	307	395	1,811
	覚醒剤		69	86	141	69	51	64	480
	その他		72	60	62	62	50	31	337
統合失調症			2,680	2,608	2,794	2,740	2,532	2,832	16,186
気分（感情）障害			465	386	349	324	291	346	2,161
神経症性障害、ストレス関連障害等			33		18	54	27		132
生理的障害等						8	28	27	63
成人のパーソナリティ障害									
知的障害（精神遅延）									
心理的発達の障害			273	278	263	276	277	267	1,634
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			26						26
てんかん									
その他									
合計			4,127	3,843	4,096	3,954	3,703	4,108	23,831

(3) 職員の状況（単位：人）

職 種 別	H28. 3. 31現在	H29. 3. 31現在
医 師	6	6
医 療 技 術 職 員	9	9
看 護 師	56	56
事 務 職 員	16	15
技 能 労 務 職 員	1	1
計	88	87

（注）特別職である事業管理者 1 人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）（単位：円）

医業収益	438,496,041	
医業費用	929,241,565	
当期営業損失		490,745,524
医業外収益	405,939,695	
医業外費用	36,405,799	

当期営業外利益	369,533,896
当期経常損失	121,211,628
特別利益	110,508
特別損失	1,081,500
当期純損失	122,182,620

- 3 平成 29 年度の経営方針
- ・県民のための精神科医療機関としての使命を果たす。
 - ・患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力のもと、安心できる医療を実現する。
 - ・職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療の推進を図る。
 - ・患者様の視点に立ちながら、徹底した医療の安全管理に努める。
 - ・全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

4 平成 29 年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数 150 床
入院患者 44,895 人 (1 日平均 123 人)
外来患者 26,840 人 (1 日平均 110 人)

(注) 平成 20 年 4 月 1 日から許可病床 200 床のうち 50 床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定 (単位：千円)

病院事業収益	1,638,776	医療収益	856,426
		医療外収益	782,350
病院事業費用	1,637,536	医療費用	1,569,395
		医療外費用	68,091
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

資本的収入	0		0
資本的支出	342,003	建設改良費	129,198
		企業債償還金	212,805

熊本県公告第 362 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 29 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
仲山 忠彰	玉名市下小田	玉名市両迫間字馬草田 52 番ほか 15 筆
中山 健生	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字田ノ尻 4205 番
中山 健生	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字搔立 884 番ほか 12 筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字塘外 20 番 2 ほか 3 筆

2 認可年月日

平成 29 年 6 月 23 日

熊本県公告第 363 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上庄字日平 1 1 9 6 番
4 7 8 . 2 4 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区榆木四丁目 2 5 番 1 7 号
霍田 賢太郎

登載依頼**熊本県企業局公告第 3 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 9 年 6 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札物品の表示
物品名称 藤本発電所機械装置
保管場所 八代市坂本町地内（荒瀬ダム左岸及び藤本発電所）
数量 1 4 5 t
- 2 入札参加資格
入札参加要領第 3 条（入札案内書 P 2）記載のとおり
- 3 入札参加要領・契約条項等を示す場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県企業局総務経営課（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 9 3）
- 4 現地説明会
日時 平成 2 9 年 7 月 4 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで
場所 八代市坂本町荒瀬（荒瀬ダム左岸）
- 5 入札期日及び場所
平成 2 9 年 7 月 1 3 日（木） 午前 1 0 時 3 0 分
熊本市中央区水前寺六丁目 4 8 番 4 0 号 熊本県企業局発電総合管理所 3 階大会議室
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければなりません。
（1）提出方法 持参又は郵送によります。
（2）提出書類 入札参加申込書及び必要書類（入札案内書 P 1 2 ～ 1 6 参照）
（3）提出期限 平成 2 9 年 7 月 1 1 日（火）午後 5 時まで（郵送の場合は提出期限までに必着）
（4）提出先 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県企業局総務経営課
- 8 入札保証金
入札参加しようとする者は、入札時に入札する金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を入札保証金（現金又は銀行が振出小切手に限る。）として納付しなければなりません。
銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出し、振出日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限りします。入札案内書 P 7 を必ず確認して下さい。
なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属します。
- 9 落札者からの契約申出期限
平成 2 9 年 7 月 2 1 日（金）
- 1 0 契約の締結期限
平成 2 9 年 7 月 2 8 日（金）
- 1 1 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
（1）競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
（2）委任状を提出しない代理人のした入札
（3）所定の入札保証金を納付しない者のした入札
（4）記名押印を欠く入札
（5）金額を訂正した入札
（6）誤字脱字等により意思表示が不明確である入札
（7）明らかに連合によると認められる入札
（8）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
（9）2 以上の意思表示をした入札
（1 0）記載事項を訂正し、これに押印のないもの
（1 1）郵送等による入札
- 1 2 その他
（1）売買代金納入期限 平成 2 9 年 8 月 7 日（月）
（2）契約締結場所 別途指定する。

(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、熊本県企業局会計規程（昭和39年3月31日電気事業管理規定第2号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

(4) 問合せ先

熊本県企業局総務経営課（電話096-333-2593）

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成29年度第1回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年6月27日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成29年7月18日（火）午後6時から午後8時まで
- 2 開催場所
阿蘇市一の宮町宮地2402
阿蘇地域振興局2階 大会議室
- 3 議題
(1) 救急病院の申し出について
(2) 地域救急医療体制について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市一の宮町宮地2402
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-24-9030)

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成29年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年6月27日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成29年7月12日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区南熊本5丁目1番1号
テルウェル熊本ビル 1階 会議室
- 3 議題
(1) 協議事項
救急告示医療機関の認定
(2) 報告事項
熊本地震の救急医療体制への影響
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
(電話096-333-2246)